

事務連絡  
平成24年5月30日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課  
障害福祉課  
精神・障害保健課

控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて

所得税及び個人住民税の扶養控除については、平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたところですが、これにより、現行制度においては、所得税額及び市町村民税の所得割の額と連動している障害福祉サービス等に関する負担に影響が生じることとなります。

この問題に対応するため、政府税制調査会に控除廃止の影響に係るプロジェクト・チームが設置され、下記のとおり、扶養控除の見直しによる税額の変動を簡便な方法により調整し、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ遮断することとされました。当該方針を踏まえた法令上の手当については別途予定しており、近日中にパブリックコメントを行うこととしております。

また、これを踏まえた実務上の取扱いについては、別添の「旧税額計算シート」を参考に扶養控除見直し前の旧税額を計算することにより、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ生じさせないよう対応をお願いします。

今回は事前の御連絡であり正式な通知は追って送付予定ですが、本取扱いについては下記のとおりですので、各都道府県においては、取り急ぎ、貴管内関係自治体に対し、その周知徹底をお願いします。

## 記

### 1 対象制度について

以下の①～⑪については平成24年7月1日から、⑫については各市町村で定める日から、⑬については平成24年6月1日から扶養控除の見直しによる影響が生じることとなるため、これらの所得区分の算定にあたり、平成23年以降分の所得税額及び平成24年度以降分の市町村民税の所得割の額については、別添の旧税額計算シート（①～⑩については旧市町村民税所得割額計算シート、⑪～⑬については旧所得税額計算シート）を参考に、扶養控除見直し前の旧税額を計算することにより、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ生じさせないよう対応することとする。

なお、旧税額計算シートでは、上場株式の配当等申告分離課税所得がある場合、税率がその他の総合課税所得と異なるため、正確な旧税額が計算できない場合があるが、このようなケースは極めて少数であると考えられるため、旧税額計算シートの設計においては考慮していない。

- ① 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第3項第2号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額  
（関連法令） 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第2号イ及びロ並びに第3号
- ② 障害者自立支援法第30条第3項に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額  
（関連法令） 障害者自立支援法施行令第19条第2号ロ及びハ
- ③ 障害者自立支援法第54条第1項の政令で定める基準  
（関連法令） 障害者自立支援法施行令第29条第1項
- ④ 障害者自立支援法第58条第3項第1号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額  
（関連法令） 障害者自立支援法施行令第35条第2号
- ⑤ 障害者自立支援法第76条第1項ただし書の政令で定める基準  
（関連法令） 障害者自立支援法施行令第43条の2第2項

- ⑥ 障害者自立支援法第 54 条第 1 項の政令で定める基準の経過的特例  
(関連法令) 障害者自立支援法施行令附則第 12 条
  
- ⑦ 障害者自立支援法第 58 条第 3 項第 1 号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額の経過的特例  
(関連法令) 障害者自立支援法施行令附則第 13 条第 2 項第 2 号及び第 3 号
  
- ⑧ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額  
(関連法令) 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 24 条第 2 号
  
- ⑨ 児童福祉法第 21 条の 5 の 4 第 2 項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額  
(関連法令) 児童福祉法施行令第 25 条の 2 第 2 号ロ
  
- ⑩ 児童福祉法第 24 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額  
(関連法令) 児童福祉法施行令第 27 条の 2 第 2 号
  
- ⑪ 障害児施設徴収金の基準額  
(関連通知) 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号）
  
- ⑫ やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額  
(関連通知) やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 18 年 11 月 17 日障障発第 1117002 号）
  
- ⑬ 措置入院に係る費用の徴収額  
(関連通知) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入所患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について（平

成 7 年 6 月 16 日厚生省発健医第 189 号)

2 扶養対象人数等の確認方法について

利用者からの申告や確定申告書、源泉徴収票の確認によるほか、住民基本台帳担当部門、税務担当部門及びその他の関係部門との連携に努めるものとする。

3 利用者への周知について

各自治体におかれては、上記対象制度に係る負担について、扶養控除見直しによる影響ができるだけ生じない運用をお願いする。

4 その他

地域生活支援事業について、自己負担限度額等を設けている場合についても、上記制度と同様に扶養控除の見直しによる影響をできるだけ生じさせないようお願いする。

**【照会先】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

TEL : 0 3 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1

(扶養控除廃止等に関する全般的な事項)

企画課 企画法令係 加藤、小原 (3049)

(1 ⑤に関する事項)

企画課自立支援振興室 社会参加支援係 服部、中西 (3073、3006)

(1 ①、②、⑧～⑫に関する事項)

障害福祉課 企画法令係 畑中、横田 (3148)

(1 ③、④、⑥、⑦、⑬に関する事項)

精神・障害保健課 自立支援医療係 中田 (3057)

(4に関する事項)

企画課自立支援振興室 地域生活支援係 奥貫、鈴木 (3075)